

橋本事務所新聞

第38号

発行所
橋本法務会計事務所



今月のトピックス

『高齢者虐待防止法』を「ご存知ですか」

「高齢者の虐待防止」及び「高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が今年四月一日より施行されています。

これで児童虐待防止法、DV法に続き、高齢者に対しても防止法が成立したことになります。高齢者への虐待は、介護の負担や介護疲れがその大きな原因となっていることから、虐待の防止のみではなく、養護者への支援の内容も盛り込まれています。

高齢者虐待防止法の概要

(家庭内におけるもの)

一、定義関係

① 高齢者とは、六十五歳以上の者をいう。介護を必要としない

自立者も含まれる。

② 養護者とは、高齢者を現に養護する者をいう。(親族等)

③ 養護者による高齢者虐待

□ 経済的以外の虐待

・ 身体的虐待 (暴行他)

・ 心理的虐待 (暴言、言動)

・ 性的虐待

・ 介護放棄

□ 経済的虐待

養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること。

二、高齢者虐待の防止、養護者支援

① (通報) 高齢者虐待を発見した者は市町村へ通報するよう努める。重大な危険がある場合は通報しなければならない。

② (通報後の処置) 市町村は安

全の確認、その他認定を行う。

③ (立ち入り調査) 重大な危険の恐れがある場合は立ち入り調査、質問を行う。警察への援助を求めることも可。

④ (養護者への支援) 養護者に



対する相談、助言、指導、その他必要な措置を講ずる。

三、養護施設従事者による高齢者虐待の防止

(施設内におけるもの)

定義は養護者による虐待と同じ。養護施設従事者には通報義務が課される。等々。

知ってお得！法律雑学

『公正証書を作っておくとどこが得か？』

Q、私は金を貸すときは必ず契約書を取り交わすことになっていますが、友人から契約書より公正証書のほうが良いと聞きました。公正証書を作っておくとどんな利点があるのでしょうか？

しても、「書いた覚えはない」「強制的に書かされた」と言い逃れをされると、借用書が正当に作られたものであることも貸主の証明が必要となります。

その点、公正証書にしてあると、相手は書いた覚えがない等と言ってその書面を争うことができなくなりますが、原本が公証役場に保管されていますので控を紛失しても安心です。

次に、公正証書に一番の利点は、執行力を持つことです。

個人の作った借用証では、借主が返してくれない時は裁判を起し、裁判に勝訴し、判決をもらい、強制執行手続をして、はじめて現実に貸した金を取り戻すことができます。どんなに早くても数ヶ月、時には数年を費やすこととなります。その点、公正証書で「不履行のときはただちに執行をうけても異議がない」という条項を入れておくと、いきなり強制執行をすることが可能となります。

経営コーナー

□今月の一冊□

最近出版された書籍の中から、私が読んでみて、こればと思う一冊を紹介しています。
今月はこの一冊をご紹介します。

『ドタン場の社長学』

是松孝典著 バジリコ(株)

会社経営のドタン場に直面した時、全てを投げ出す社長もいれば、立て直そうと必死の努力をする社長もいる。そんなぎりぎりの場面で、社長はどのように行動すればよいのか？ 会社再生のプロとして活躍する筆者が、その経験をもとに、「ドタン場」を乗り切るための危機管理学を公開する。



ドタン場に遭遇したら、まず「今まさにドタン場」であることとを、早めに、はっきりと認識することが大事である。

ドタン場を乗り切るために、社長は社内外に対して、例えば次のような対処をすべきである。

□資金繰りが怪しくなっても安易に借入れに走るのではなく、出入金をチェックし、取引先や下請業者に対する早期入金や支払延期などの可能性を検討する。

□「経営をキャッシュ・フローベースで見る」こと、そして、「現実を因果律で捉える」ことが重要である。

□現実を把握し、可能な限りの手段を実行するには、

①恥をかく(体面を気にしない)

・名誉職につかない・効果のない出金を削る。)

②義理を欠く(付き合い仕事は

断る・キャッシュフロー改善)

③人情を欠く(一時の情に流されない・支払いの延期や分割を行う。)

④汗をかく(なりふり構わず社長が動く・戦略、戦術を立てる。)

の「四かく経営」が必要になる。

□銀行との交渉が避けられない場合は、自己資本比率を上げるなどして、可能な限り、財務諸表上の数値を「銀行好み」に調整する。

□ドタン場になると、逃げ出す社員がいる。本当に底力をだしてくれる社員が誰なのか、冷静に考えてみる。

□現状を包み隠さず説明し、社員の納得性を高める。

□会社再生に当たっては、業績悪化の原因となった経営の本質部分を改革する必要がある。

□自社の収益構造を再確認する。営業利益の黒字の可能性があるかどうか、再建の可能性の判

断基準となる。

□場合によっては、創業時の規模まで縮小することも選択肢に入れる。等々。

「ドタン場」になる前に一読されてみては如何でしょうか。



今月の一言

日中はまだまだ暑いですね。
残暑お見舞い申し上げます。
お盆休みはゆっくりと過ごされましたでしょうか。

先月に株式会社FPステーションを設立しました。金融商品や投資商品の本場に役に立つ情報を提供できればと準備を進めています。投資に興味はあるがちょっと不安だという方は、ご一緒に勉強しましょう。

行政書士・橋本法務会計事務所 株式会社FPステーション

〒675-1335
兵庫県小野市片山町1332-1
小野工業高校近く
TEL 0794-62-2377
FAX 0794-62-2374

申請取次行政書士
一級ファイナンシャル・プランニング技能士
CFP 認定者
ISO9000・ISO14000審査員補
HACCP実務認定者

建設業許可・経営事項審査
産業廃棄物許可・相続遺言
各種法人設立 経理記帳
HACCP ISO コンサルティング
個人情報保護法 認証指導他